



船舶及び海洋技術－
船橋配置及び関連装置－要求事項及び指針

JIS F 0420 : 2009
(ISO 8468 : 2007)
(JSTRA)

平成 21 年 9 月 30 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	二 瓶 好 正	東京理科大学
(委員)	飯 塚 悦 功	東京大学
	大 橋 守	社団法人日本鉄鋼連盟
	大 山 永 昭	東京工業大学
	小 野 晃	独立行政法人産業技術総合研究所
	菊 地 眞	防衛医科大学校
	窪 塚 孝 夫	社団法人自動車技術会
	佐 野 真理子	主婦連合会
	菅 原 進 一	東京理科大学
	田 中 信 義	キヤノン株式会社
	東 郷 洋 一	財団法人日本規格協会
	富 田 育 男	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	中 西 英 夫	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	長谷川 英 一	社団法人電子情報技術産業協会
	古 谷 毅	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
	宮 入 裕 夫	東京医科歯科大学名誉教授
	矢 萩 強 志	財団法人日本船舶技術研究協会
	若 井 博 雄	財団法人製品安全協会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 21.9.30

官 報 公 示：平成 21.9.30

原 案 作 成 者：財団法人日本船舶技術研究協会

(〒105-0003 東京都港区西新橋 1-7-2 虎の門高木ビル TEL 03-3502-2130)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局 船舶産業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語, 定義及び略語	2
3.1 用語及び定義	2
3.2 略語	8
4 船橋構成	8
4.1 一般	8
4.2 視界	8
4.3 窓	14
4.4 音声受信システム	15
5 船橋の機能及び仕事とそのワークステーションとの関係	15
5.1 一般	15
5.2 ワークステーションの位置及び相互関係	15
5.3 行うべき作業要素	17
5.4 コンソールの構成及び寸法	18
5.5 通行性及び移動	20
5.6 船橋警報システム	20
6 船橋用装置	21
6.1 一般	21
6.2 ワークステーション内での装置の分配配置	22
6.3 装置	24
6.4 装置の照明及び灯火	26
6.5 装置の外形	26
6.6 電力供給要件	26
7 船橋作業環境	26
7.1 一般	26
7.2 振動	26
7.3 騒音	26
7.4 照明	27
7.5 暖房, 換気及び空調	28
7.6 表面	28
7.7 内装	29
7.8 人員の安全	29
8 故障モード影響解析 (FMEA)	29

	ページ
8.1 一般	29
8.2 目的	29
8.3 初期機能故障解析	30
8.4 詳細 FMEA	30
9 文書	31
9.1 保管場所	31
9.2 備えるべき操作者用情報	31
9.3 補足文書	31
附属書 A（規定）高速艇の船橋配置	32
解 説	36

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本船舶技術研究協会(JSTRA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

白 紙

船舶及び海洋技術－船橋配置及び関連装置－ 要求事項及び指針

Ships and marine technology－Ship's bridge layout and associated equipment－Requirements and guidelines

序文

この規格は、2007 年に第 3 版として発行された **ISO 8468** を基に、技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、船橋構成、船橋配置、船橋のワークステーション及び船橋の環境に関する機能要件について規定する。指針には、機能要件を満足するための方法及び解決策が記載されている。

この規格のそれぞれの要求事項は、すべての船橋機能に適用できる。

この規格の目的は、安全で効率のよい操作機能をもつワークステーションを提供することによって、操船者及びパイロットを援助するものである。また、この他に、規定の時間における当直形態に関係なく、棧橋間を航海する船舶に対して、安全で効率のよい操作を保証することができる船橋の機能に関する要求事項を規定するねらいもある。この規格は、海上人命安全条約（SOLAS）第 V 章第 15 規則の目的の支援に用いてもよい。

船橋システムの人的要因に関する要求事項、例えば訓練手順は、取り上げられていない。ただし、安全で効率のよい見張作業を行うためには、人的要因に対する対応をはかることが必要である。

この規格は、主に船橋の設計に用いられるものであり、次に有効である。

- － 船及び船橋装置の仕様作成
- － 操船者及び
- － 船主が船の生涯を通して、船橋の変更を行う場合は、継続してこれらの要求事項に準拠させる。

この規格は、外洋航行船に適用できる。小形船舶又は一般的ではない設計船に適用する場合で、物理的に制約がある場合においても、一般的な機能要件は適用できる。

この規格の**附属書 A** は、高速艇に適用できる。

この規格は、船橋装置の性能規格に取って代わるものではない。

この規格の利用者は、適用に当たって注意が必要であり、各船が関係する法的な要求事項、取決め、及び規則に適合しているかどうか確認する必要がある。

設計者は、将来における船の使用目的の変更及び新しい装置の導入について、船橋を設計するとき配慮しなければならない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。